

○国土交通省令第六十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項第一号及び第六号、第五条第八項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項、第九条第一項、同項第七号、第九号及び第二項、第十条第一項第一号、第二号、第三号及び第四号、第十二条第二項、第十六条、第二十条第二項、第三項及び第六項、第二十五条第三項、第三十条第二項、第三十一条第一項及び第二項、第三十六条第三項、第四十四条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第二項並びに第五十九条の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

国土交通大臣 石井 啓一

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（法第二条第一項第一号の収入）

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する収入は、本人及び当該本人と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であつて、本人と生計を一にする者をいう。以下この条において「同居者」という。）

の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的收入とすることが著しく不相当である場合においては、国土交通大臣の定めるところにより算定した額とし、第五号において単に「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

一 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（次号において単に「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この条において単に「扶養親族」という。）で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

二 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

三 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円
四 本人又は第一号に規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

五 本人又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若

しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。」又は同項第三十一号に規定する寡夫（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。」がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）（法第二条第一項第一号の国土交通省令で定める金額）

第二条 法第二条第一項第一号の国土交通省令で定める金額は、十五万八千円とする。

（法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者）

第三条 法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

三 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受けた者

四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）

第二条第一項第五号に規定する帰国被害者等

七 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等

八 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者

又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者

九 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第二項第三号に規定する事業による援助を受けている者

十 著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であつて発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者

十一 前各号に掲げる者のほか、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

（住民の意見を反映させるために必要な措置）

第四条 法第五条第八項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画（法第六条第三項において準用する場合にあつては、市町村賃貸住宅供給促進計画）の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その

他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間）

第五条 法第七条第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間）

第六条 法第七条第二項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書）

第七条 法第九条第一項の申請書の様式は、別記様式第一号とする。

（法第九条第一項第七号の国土交通省令で定める者）

第八条 法第九条第一項第七号の国土交通省令で定める者は、配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であつて、住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

（登録申請書の記載事項）

第九条 法第九条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人である場合においては、その役員の氏名
- 二 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- 三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称
- 四 着工の年月
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する権利の種別及び内容
- 六 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の商号、名称又は氏名、住所及び委託契約に係る事項
- 七 登録の申請が基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものである旨
- 八 居住の用に供する前の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅にあつては、入居開始時期
- 九 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の全部又は一部が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である場合にあつては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の位置及び戸数

（登録申請書に添付する書類）

第十条 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類（第十七条第二項において「添付書類」という。

）は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位並びに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅及びその敷地を表示した図面
- 三 縮尺、方位、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- 四 登録を申請しようとする者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を自ら所有する場合にあつては、その旨を証する書類
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
- 六 登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- 七 登録を申請しようとする者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合において、登記事項証明書
- 八 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人が法第十

一条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

九 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第十一条第一項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

十 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年六月一日以後に新築の工事に着手したものであるときは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項（同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の検査済証その他の書類で当該住宅が昭和五十六年六月一日以後に新築の工事に着手されたものであることを明らかにする書類

十一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条

第三項の建設住宅性能評価書

ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類

ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

十二 その他都道府県知事が必要と認める書類

（規模の基準）

第十一条 法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートル（次条第二号イただし書に規定する場合にあつては、十八平方メートル）とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあつては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

（構造及び設備の基準）

第十二条 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること。

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するも

の又はこれに準ずるものであること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。
ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあつては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

第十三条 法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

（賃貸の条件に関する基準）

第十四条 法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十五条 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十六条 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（登録事項等の変更の届出）

第十七条 法第十二条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2 法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたものとする。

（登録事項の公示方法）

第十八条 法第十六条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

（家賃債務保証業者の要件）

第十九条 法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）

二 前号に掲げる者のほか、家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

（保険価額に乗じる割合）

第二十条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める割合は、百分の七十とする。

（保険金の支払の請求期間）

第二十一条 法第二十条第六項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

（登録事務の引継ぎ）

第二十二条 都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 登録事務を指定登録機関に引き継ぐこと。

二 登録簿及び登録事務に関する書類を指定登録機関に引き継ぐこと。

三 その他都道府県知事が必要と認める事項

（登録事務規程の記載事項）

第二十三条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録事務を行う事務所に関する事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 登録事務の実施の方法に関する事項
- 五 登録の結果の通知に関する事項
- 六 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 その他登録事務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第二十四条 法第三十一条第一項の登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所
- 二 登録の申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置
- 三 登録の申請を受けた年月日
- 四 登録又は拒否の別
- 五 拒否の場合には、その理由

六 登録を行った年月日

七 登録番号

八 登録の内容

九 その他登録事務に関し必要な事項

2 前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十一条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第二十五条 法第三十一条第二項の登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 登録の申請に係る書類

二 法第十四条第一項の規定による登録事業の廃止の届出に係る書類

三 その他都道府県知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の書類に代えることができる。

3 指定登録機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（登録事務の引継ぎ）

第二十六条 指定登録機関は、法第三十六条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 登録事務を都道府県知事に引き継ぐこと。

二 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三 その他都道府県知事が必要と認める事項

（住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定の申請）

第二十七条 法第四十条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 法第四十条に規定する支援業務（以下単に「支援業務」という。）を行おうとする事務所の所

在地

三 支援業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 法第四十条第一号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 組織及び運営に関する事項

ロ 支援業務の概要に関する事項

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

（債務保証業務規程で定めるべき事項）

第二十八条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 被保証人の資格

二 保証の範囲

三 保証の金額の合計額の最高限度

四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

五 保証契約の締結及び変更に関する事項

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

九 業務の委託に関する事項

（事業計画等の変更の認可の申請）

第二十九条 支援法人は、法第四十五条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第三十条 支援法人は、法第四十五条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

（区分経理の方法）

第三十一条 支援法人は、法第四十三条第一項に規定する債務保証業務（次条第三項及び第三十三条第三項において単に「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務（次項において「債務保証業務等」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 支援法人は、債務保証業務等とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（帳簿）

第三十二条 法第四十七条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四十二条第一号に規定する家賃債務の保証（以下この項及び次条第一項第一号において「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所

二 債務の保証を行った年月日

三 債務の保証の内容

四 その他債務の保証に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記

録をもって法第四十七条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第三十三条 法第四十七条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 債務の保証の申請に係る書類

二 保証契約に係る書類

三 弁済に係る書類

四 求償に係る書類

2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に應じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の書類に代えることができる。

3 支援法人は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。